

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年10月12日に行った法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）の一部取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、本件処分は違法又は不当な部分がある旨を主張している。

実際に請求人自身が受け取った給与明細書に記載されている金額と請求金額に違いがあり、また、給与の大部分が借入金の返済に充てられているのであるから、本件の徴収決定金額は減額されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月 6日	諮問
平成30年 4月 5日	審議（第20回第1部会）
平成30年 5月10日	審議（第21回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。
- (2) 法29条1項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は法78条の規定の施行のために必要があるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。
- (3) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。
- (4) 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護

費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

- (5) そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法78条によることが妥当な場合として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」等が挙げられている（問答集問13-1、（答）②）。

同じく問答集によれば、法78条を適用する場合は、法による「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている（問答集問13-23、（答）(3)）。

また、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない」とされている（問答集問13-25、（答））。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、保護開始後、職員から

収入申告義務を含む生活保護制度の重要事項につき説明を受けていること、本件就労の一部については収入申告をしていること、請求人は、所長から、収入があった際は速やかに収入申告をしなければならない旨の指示書を受けていることから、請求人において、何らかの収入があった場合は、所長に対して収入申告義務があることを充分認識していたことが認められる。それにもかかわらず、請求人は、無収入申告を続けており、課税調査で未申告収入が判明した際も、職員からの事実確認に対し、当初、当該判明事実を否定したことが認められる。

そして、請求人の就労先における賃金台帳によれば、保護期間中の平成27年10月15日から平成29年6月30日までの間のほぼ全期間にわたり本件就労に就き、収入を得ているところ、一部を除き、当該収入は所長に申告されていなかったことが認められる。

そうすると、本件は「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」（上記1・(5))に該当するものと認められる。

そのため、処分庁は、法78条を適用して、本件処分に係る徴収金額の算定に当たり、徴収対象期間を「平成28年2月1日から平成29年6月30日まで」とし、徴収対象期間の支給済保護費2,089,788円を全て徴収することとして、徴収金額を2,089,788円と決定したことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものということができ、違算等の事実も認められないから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

3 請求人は、本件処分における収入認定額と実際に請求人が受け

た給与明細書記載の額とが相違していること、収入の大部分が借入金の返済に充てられたことを理由に、本件の徴収決定金額を減額すべきとする趣旨の主張をしている。

しかし、収入認定額の算定は、就労先から徴した請求人に係る賃金台帳に基づき行われているのであるから、当該算定に誤りがあるとは認められない。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8・4・(3)によれば、借入金の償還について、収入の認定額から控除されるのは、就労及び技能修得のための貸付資金や一部の就学資金など、借入金で自立更正のために当てられるものであり、かつ、原則として保護の実施機関の事前承認があった場合に限られるところ、請求人の当該借入金は、請求人の自立更正のためのものとは認められず、処分庁の事前承認を経るよう努めるべきところ、これを行っていないから、当該借入金の償還については、収入認定の算定において必要経費として控除されないと解するのが相当である。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）